

# 第31回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

## 株主資本等変動計算書

### 個別注記表

(2024年7月1日から2025年6月30日まで)

株式会社アスア

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項からこれらの事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## **業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要**

### **1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要**

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### **(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① 当社は、リスクマネジメント、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスを経営上の最重要課題と位置づけ、当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行するための行動規範として、「ASUA QUALITY」及び「リスク・コンプライアンス遵守事項」を制定する。
- ② 「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、取締役及び使用人への周知・徹底を行う。
- ③ 当社の取締役及び使用人は「コンプライアンス管理規程」に従い、法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
- ④ 「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する取組みについて統括するとともに、上記諸規程の周知徹底及び実施のために、取締役及び使用人を対象とした社内研修等を定期的に実施する。
- ⑤ 「内部通報窓口に関する規程」を制定し、社内及び社外の通報窓口を設置することで、不正行為の未然防止及び早期発見に努める。また、同規程では、不正行為の通報者及びその協力者に不利益が生じる恐れのないように、通報者等の保護義務を定めるものとする。
- ⑥ 「内部監査規程」に基づき、社長直轄の内部監査部門担当者による内部監査を実施し、取締役及び使用人の職務の執行が適切に行われているかを監査検証する。その監査結果は、定期的に取締役会に報告されるものとする。
- ⑦ 当社の取締役が法令及び定款に違反する行為等を行った場合は、監査等委員会、リスク・コンプライアンス委員会又は内部監査部門が取締役会に具体的な処分を具申するものとする。当社の使用人が法令及び定款に違反する行為等を行った場合は、リスク・コンプライアンス委員会又は内部監査部門から懲戒規程に定める委員からなる懲戒委員会に処分を求めるものとする。
- ⑧ 「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては断固としてこれを拒否する。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、「財務報告に係る内部統制基本規程」に基づき、内部統制システムの運用を行うこととする。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- ① 取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書、契約書等の取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理を行う。なお、取締役はこれらの文書を常時検索・閲覧することができる。
- ② 当社の営業秘密及び当社が保有する個人情報を適切に管理し、その不正な取得、使用及び開示その他社外への流出を防止するために、「情報管理規程」、「個人情報保護基本規程」、「個人情報管理規程」、「個人情報セキュリティ規程」及び「特定個人情報保護規程」を定め、会社及び個人に関する情報を適切に保存し、管理する体制を構築する。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理につき、「情報管理規程」に基づき、全社的に統括する情報管理責任者を取締役の中から任命し、情報管理責任者は、情報の保存及び管理の状況について監視・監督する。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の業務に関するリスクについては、大きくは、戦略リスク、災害・事故リスク、オペレーションナルリスク及び財務リスクに分類し、当社への危機回避及び危機が発生した場合の適切な対応等について規定する「リスク管理規程」に基づいて、各リスクを事前に把握するとともに、各リスクの回避及びリスクマネジメント・システムの構築に努める。
- ② 平時におけるリスク管理の担当組織として「リスク・コンプライアンス委員会」を原則として年4回開催し、当社におけるリスクの洗い出し、当該リスク発生時の対応等の協議を行う。必要に応じてリスクへの対策を検討・実施する。また、監査等委員会及び内部監査部門が各事業部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。
- ③ 緊急事態発生の際には、社長は直ちに緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実施等を行い、事態の早期解決に努める。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行うため、「取締役会規程」に基づき、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- ② 取締役の職務権限と担当業務を明確にするため、「取締役会規程」のほか、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を制定し、迅速な意思決定及び効率的な職務執行を行う。
- ③ 業務の効率化及び合理化を図るため、年度目標を、部門別目標にブレイクダウンするとともに、その進捗状況を管理する。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社では、内部監査部門を設置し、当該部門所属の使用人が監査等委員会スタッフを兼務することにより、当社の監査等委員会の監査機能の充実を補助するものとし、このため内部監査部門の強化及び監査等委員会スタッフの増強を図る。
- ② 上記の使用人は、監査等委員会スタッフとしての職務の範囲内においては当社「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会の指示を受けて監査等委員会監査に係る補助業務等を行う。当該使用人の人事については、当社の監査等委員会の同意を得る。
- ③ 上記の使用人の人事評価・異動については、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- ④ 上記の使用人による監査等委員会監査に係る補助業務等の遂行にあたっては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人はこれを妨げず、監査等委員会の上記の使用人に対する指示の実効性確保に協力する。

(6) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、及び監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたこと理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法定事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事項、その他法令に違反する事実等が発生又は発生する恐れがあると認識した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
- ② 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。
- ③ 監査等委員は、経営に関する主要な会議（取締役会、経営会議等）に出席するほか、上記の事項に関し当社の取締役及び使用人に対し隨時報告を求めることができる。
- ④ 内部監査部門担当者は、監査等委員会に内部監査の実施状況を隨時報告する。

(7) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査等委員がその職務の執行について、法令に基づく費用の支払等の請求をしたときは、当該請求が監査等委員の職務の執行に必要ではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
- ② 監査等委員会は、職務上必要と認める費用について、毎年あらかじめ一定額の予算を計上する。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、当社が対応すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うものとする。代表取締役は、監査等委員会と内部監査担当者との連携が図れる環境の整備により、監査等委員会監査に係る関係当事者間の適切な意思疎通及び監査業務の実効性を確保する。
- ② 取締役及び使用人は、監査等委員会が当社事業の報告を求めた場合、又は監査等委員会が当社の業務及び財産の状況を調査する場合は、これに協力する。
- ③ 監査等委員会は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。

## 2. 業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当事業年度は取締役会を15回開催しております。経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項のほか、経営方針に関する重要事項を審議及び決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。
- (2) 当事業年度は監査等委員会を14回開催しております。監査等委員会を通じて監査等委員相互の意見交換及び情報共有を図るほか、各監査等委員は取締役会への出席、重要な書類の閲覧などを通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。また、各監査等委員は、内部監査部門及び監査法人と定期的に三者ミーティングを行うなど連携を密にし、実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

# 株主資本等変動計算書 (2024年7月1日から2025年6月30日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本						株主資本合計	
	資本剰余金		利益剰余金					
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	40,000	9,750	9,750	4,000	512,317	516,317	566,067	
当期変動額								
新株の発行	185,334	185,334	185,334				370,668	
新株予約権の行使	3,388	3,388	3,388				6,777	
剰余金の配当					△11,827	△11,827	△11,827	
当期純利益					105,891	105,891	105,891	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	188,722	188,722	188,722	－	94,064	94,064	471,509	
当期末残高	228,722	198,472	198,472	4,000	606,382	610,382	1,037,577	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,358	5,358	571,426
当期変動額			
新株の発行			370,668
新株予約権の行使			6,777
剰余金の配当			△11,827
当期純利益			105,891
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,286	13,286	13,286
当期変動額合計	13,286	13,286	484,795
当期末残高	18,644	18,644	1,056,221

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

#### ② 棚卸資産

- ・商品
- ・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

構築物 10～15年

工具、器具及び備品 5～20年

#### ② 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウエア
- ・その他の無形固定資産

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### ③ 退職給付引当金

### (4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### ① コンサルティング事業

主な財又はサービスの種類は、コンサルティングの実施とソフトウエアに係るライセンスの供与であります。コンサルティングの実施については、役務提供が完了した時点で収益を認識しております。ライセンスの供与については、当該サービスの性質はクラウドサービスのアクセス権であるため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、ライセンス期間の経過に基づいて収益を認識しております。

### ② CRMイノベーション事業

主な財又はサービスの種類は、メッセージサービスの提供とシステム開発等の受託業務であります。メッセージサービスの提供については、サービス導入・カスタマイズ業務は顧客による検収を受けた時点で、毎月のメッセージサービスの提供は顧客との契約における履行義務の充足に従い、契約期間にわたり収益を認識しております。システム開発については、一定の期間にわたり契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間にわたって進捗度に応じた収益を認識しております。進捗度の測定は、原則としてプロジェクト見積総原価に対する事業年度末までの発生原価の割合で進捗度を測定しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

### ③ 通信ネットワークソリューション事業

主な財又はサービスの種類は、通信機器の販売及びその設置工事であり、約束した財の引き渡し及びその設置工事が完了し、顧客による検収を受けた時点で支配が顧客に移転したと判断し、収益を認識しております。

また、顧客との契約の履行義務に対する対価は、履行義務の充足前に契約負債として受領する場合を除き、履行義務充足後、概ね1年以内に受領しており、契約における重要な金融要素は含んでおりません。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産の金額	65,277千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の繰延税金資産は、将来減算一時差異が、将来の課税所得の見積額及び将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、税負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得、タックスプランニング及び将来加算一時差異の解消スケジュール等に基づき判断をしております。また、将来の課税所得の見積りは、経営環境等の外部要因に関する情報や内部情報を考慮して見積りを行っております。

課税所得が生じる時期及び金額は、事業計画や経営環境の悪化等によって影響を受ける可能性があり、見積りの前提に大きな変化が生じた場合、翌事業年度の計算書類の損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建	物	91,169千円
土	地	61,862千円
計		153,031千円

② 担保に係る債務

短 期 借 入 金	30,000千円
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	15,000千円
長 期 借 入 金	24,750千円
計	69,750千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 112,706千円

(3) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の残高

売 掛 金	190,175千円
契 約 資 産	26,284千円
計	216,459千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,686,400株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年8月9日 取締役会	普通株式	11,827千円	5.70円	2024年6月30日	2024年9月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年8月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	29,013千円	10.80円	2025年6月30日	2025年9月12日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

第4回新株予約権 普通株式 67,400株

第5回新株予約権 普通株式 2,900株

第6回新株予約権 普通株式 75,800株

## 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については預金等安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されており、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式に対する出資であり、市場リスクや発行体の信用リスクに晒されております。定期的に時価及び発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金は、主に設備投資及び運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	31,672	31,672	—
資産計	31,672	31,672	—
長期借入金 (*2)	39,750	39,237	△512
負債計	39,750	39,237	△512

(\*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(\*2) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

## (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### ① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	31,672	—	—	31,672
資産計	31,672	—	—	31,672

### ② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	39,237	—	39,237
負債計	—	39,237	—	39,237

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	10,571千円
貸倒引当金	93千円
未払事業税	2,962千円
減価償却超過額	805千円
減損損失	13,482千円
退職給付引当金	5,688千円
未払費用	1,994千円
契約負債	30,604千円
ソフトウエア	5,576千円
その他	986千円
繰延税金資産小計	72,765千円
評価性引当額	△1,013千円
繰延税金資産合計	71,752千円
繰延税金負債	
未収事業税	△792千円
その他有価証券評価差額金	△5,683千円
繰延税金負債合計	△6,475千円
繰延税金資産の純額	65,277千円

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	コンサルティング事業	CRMイノベーション事業	通信ネットワークソリューション事業	
物流コンサルティングサービス	773,691	—	—	773,691
機器販売関連サービス	—	—	382,911	382,911
システム関連サービス	—	202,828	—	202,828
その他	—	10,875	22,320	33,195
顧客との契約から生じる収益	773,691	213,703	405,231	1,392,627
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	773,691	213,703	405,231	1,392,627

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度（千円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	184,575
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	190,426
契約資産（期首残高）	17,418
契約資産（期末残高）	26,284
契約負債（期首残高）	172,064
契約負債（期末残高）	105,092

- (注) 1. 契約資産は、主にCRMイノベーション事業のシステム開発等の受託業務において、進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振替えられます。  
 2. 契約負債は、主にコンサルティング事業のライセンス供与に係る前受金に関するものであり、収益を認識する際に充当され残高が減少します。  
 3. 当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、73,182千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

	当事業年度（千円）
1年以内	52,953
1年超	52,138
合計	105,092

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 393円17銭

(2) 1株当たり当期純利益 42円00銭

## 10. 重要な後発事象

### (自己株式の取得)

当社は、2025年8月8日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

#### 1.自己株式の取得を行う理由

M&A等、更なる事業拡大に向けた戦略的な投資機会や、株主還元の一層の強化と資本効率の向上を図る為、自己株式の取得を行います。

#### 2.自己株式の取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	135,000株 (上限) (発行済株式総数に対する割合5.0%)
(3) 株式の取得価額の総額	120,000千円 (上限)
(4) 取得期間	2025年8月12日～2026年3月31日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付（立会外買付取引を含む）